

大崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

改正 平成30年8月1日

令和 元年7月1日

令和 3年4月1日

令和 4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）で使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業構成)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業として、次に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）

ア 第1号訪問事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（訪問型サービス）

(イ) 住民主体による支え合い訪問型生活支援（訪問型サービス B）

(ウ) 訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービス C）

イ 第 1 号通所事業

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（通所型サービス）

(イ) 指定事業者により実施する介護予防通所介護相当サービスの基準を緩和したサービス（通所型サービス A）

(ウ) 通所型短期集中予防サービス（通所型サービス C）

ウ 第 1 号生活支援事業

エ 第 1 号介護予防支援事業

(2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業として、次に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

（事業対象者）

第 5 条 第 1 号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者（法第 115 条の 45 第 1 項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 大崎市基本チェックリスト（様式第 1 号）の質問事項に対する回答の結果が別表に掲げるいずれかの基準に該当する第 1 号被保険者

2 前項に規定する対象者が、前条第 1 項第 1 号ア及びイを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第 2 号）を提

出するものとする。

3 一般介護予防事業の事業対象者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(第1号事業の実施方法)

第6条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者（以下「指定事業者」という。）による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
(一般介護予防事業の実施方法)

第7条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(2) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
(第1号事業支給費の算定等)

第8条 第1号事業のうち、第4条第1号ア(ア)及びイ(ア)及び(イ)に係る第1号事業支給費の算定は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）で定める額の100分の90とする。

2 第4条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業に係る第1号事業支給費の算定は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）で定める額の100分の100とする。

3 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について、第1項の規定を適用する場合においては、「100分の90」とあるのは、「100分の80」とし、第3項本文に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給費の額について、同項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 第5条第1項第2号に規定する事業対象者が指定事業者による第1号事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第10条 市長は、第1号事業のうち、第6条第1号に係る第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により、宮城県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(高額総合事業サービス費等相当額の支給)

第11条 市長は、指定事業者が行う第1号事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（以下「高額総合事業サービス費等相当額」という。）を第5条第1項に掲げる事業対象者に支給する

ものとする。

2 高額総合事業サービス費等相当額の算定対象となる事業の利用者負担額及び負担限度額等については，法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか，総合事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業対象者に該当する基準

① 質問項目No. 1 から 20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
② 質問項目No. 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当
③ 質問項目No. 11 及びNo. 12 の 2 項目の全てに該当
④ 質問項目No. 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当
⑤ 質問項目No. 16 に該当
⑥ 質問項目No. 18 から 20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に 該当
⑦ 質問項目No. 21 から 25 までの 5 項目のうち 2 項目以上該当

※該当とは、「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。なお、No. 12 については、BMI の計算結果が 18.5 未満の場合に「該当」とする。

※BMI = 体重 (Kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合に「該当」とする。